

NPO法の改正の概要・

法人設立後の手続き等について



OSAKA-KANSAI/JAPAN
EXPO2025



World Expo 2025
Candidate

大阪府 府民文化部 男女参画・府民協働課
大阪市 市民局 総務部 NPO法人担当

特定非営利活動促進法 改正のご案内

事業報告書等
の備置期間が

約5年
に延長



ハーティーくん

〔資産の総額の
登記が不要に〕

**貸借対照表の
公告**が必要に

※施行日は
平成30年10月1日です。

大阪市市民局総務部NPO法人担当
NPO法人担当課長 吉岡 和彦

規定について

規定

平成28年6月1日に成立した改正NPO法において、NPO法人の皆さまには貸借対照表を作成後、遅滞なく公告することが義務づけられており、平成30年10月1日に施行されました。

目的

NPO法人制度の使いやすさと信頼性向上のための措置です。

内容

NPO法人は、貸借対照表を公告しなければならないものとする。

なお、上記と併せて、NPO法人の登記事項から「資産の総額」を削るため、組合等登記令を改正する。

⇒組合等登記令についても、平成30年10月1日に施行されました。

公告の方法について

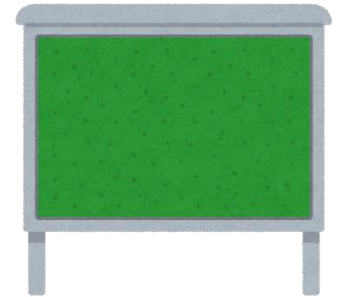
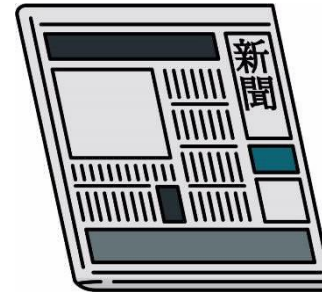
次の①～④の方法のいずれかを定めることができます。

① 官報に掲載する方法

② 日刊新聞紙に掲載する方法

③ 電子公告（内閣府NPO法人ポータルサイトを利用する方法を含む。）

④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法



公告期間について

公告方法により、公告期間は異なります。

① 官報に掲載する方法

② 日刊新聞紙に掲載する方法

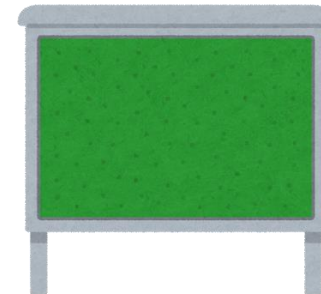
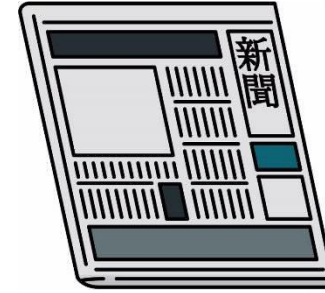
1度掲載する

③ 電子公告（内閣府NPO法人ポータルサイトを利用する方法を含む。）

貸借対照表の作成日から5年経過した日を含む事業年度末日まで

④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

公告開始後、1年間継続して公告する



公告の時期

<p>① 平成30年10月1日以降に作成したもの</p>	<p>作成後 遅滞なく</p>
<p>② 平成30年9月30日までに作成済みの 直近の事業年度のもの</p>	<p>速やかに</p>

定款への記載

これまで、多くのNPO法人では、標準定款(定款例)を参考に、「この法人の公告は、官報に掲載して行う。」と定款で、公告方法を定めておられると思います。

このままであれば、今後、毎年行う貸借対照表の公告についても、定款で定めている公告方法(官報に掲載)で行わなければなりません。

現行定款で定めている公告方法と別にする場合は、**定款変更が必要**となります。

定款変更をする場合に必要となる手続き

公告の方法は、NPO法第25条第6項に規定される届出事項となりますので、法人の総会で定款変更を議決し、議事録を作成して、所轄庁に届出を行ってください。

流れ



※詳細は、各所轄庁へ

内閣府NPO法人ポータルサイト利用の場合 貸借対照表公告までの流れ

<ステップ1> ユーザ登録をしてください。

新規ユーザ登録
をしてください。

1

内閣府から書類が
郵送されます。

2

書類に従ってログインの
手続きを完了してください。

3

注意

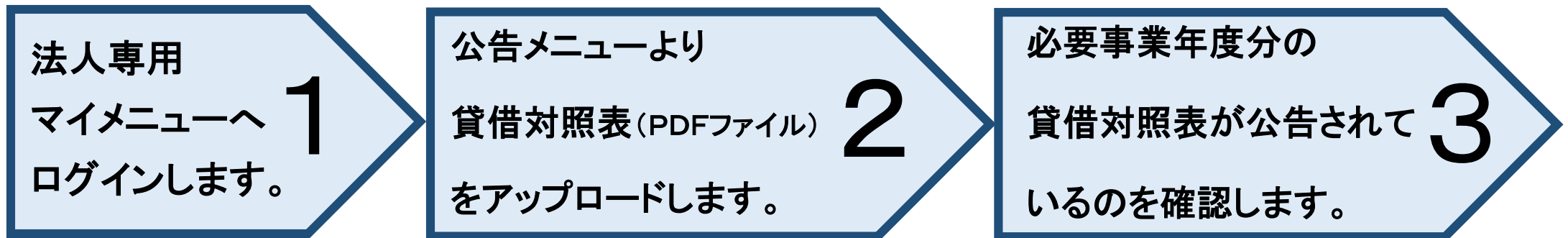


書類の郵送先については、内閣府NPO法人ポータルサイトに記載されている主たる事務所あてに郵送されます。

主たる事務所が変更されている場合は、速やかに所轄庁へ連絡してください。

内閣府NPO法人ポータルサイト利用の場合 貸借対照表公告までの流れ

<ステップ2> ログインをして、貸借対照表を公開してください



注意

既にユーザ登録をされている法人で、登録したIDやパスワードがわからなくなった場合やその他、ご不明な点がありましたら、「問い合わせフォーム」よりお問い合わせください。

組合等登記令の改正について

○組合等登記令の一部を改正する政令(政令第二百七十号)

組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人の項登記事項欄中「資産の総額」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

QA（内閣府HP抜粋）



Q1

組合等登記令の一部を改正する政令の施行にあたり、資産の総額の削除はどのように行われるのでしょうか。法人において何か作業が必要なののでしょうか。

A1

登記されている資産の総額の削除にあたっては、各登記所において職権による抹消が行われますので、NPO法人において特段作業をしていただくことはございません。

※登記手続の詳細については、管轄の法務局にお問い合わせください。

QA（内閣府HP抜粋）



Q2

政令の施行にあたり、施行日前に行われた義務違反（資産の総額の変更の登記に関する登記懈怠・法第80条第1項）の扱いはどうなるのでしょうか。

A2

政令の附則第2項において、政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるとされており、施行日前に登記懈怠となっているのであれば、施行日後であっても当該登記懈怠に対する罰則が適用されます。

事業報告書等の備置期間の延長

NPO法人が、事業報告書等を事務所に備え置かなければならない期間が、3年から5年に延長されました。平成29年4月1日以後に開始する事業年度の書類から適用されます。

[例]

	H28 4/1	10/1	H29 4/1	10/1	H30 4/1	10/1	H31 4/1	10/1
3月末 決算の場合	[3年]		[5年]		[5年]		[5年]	
9月末 決算の場合		[3年]	[5年]		[5年]		[5年]	

法人設立後の手続き等について

内閣府作成

特定非営利活動促進法
のあらまし

より抜粋

NPO法人の管理運営について

1 役員

NPO法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。

理事は法人を代表(注)し、その業務は理事の過半数をもって決定されます。

役員の変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要となります。

なお、役員には暴力団の構成員等はなれないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています。

(注)定款をもって、その代表権を制限することができます。

2 総会

NPO法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません。

NPO法人の管理運営について

3 その他の事業

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下、「その他の事業」といいます。）を行うことができます。

その他の事業で利益が生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません。

NPO法人の管理運営について

4 事業報告書等

毎事業年度初めの3カ月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。NPO法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、NPO法第27条に定められた会計の原則に従い会計処理を行わなければなりません。

また、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる①～④の方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければなりません。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（内閣府NPO法人ポータルサイトを利用する方法を含む。）
- ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

NPO法人の管理運営について

5 定款変更

下記に関する事項に係る定款変更を行う場合には、総会の議決を経た上で、所轄庁の認証が必要です。

① 目的	⑥ 役員に関する事項 (役員の数に係るものを除きます。)
② 名称	⑦ 会議に関する事項
③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類	⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限ります。)	⑨ 解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。)
⑤ 社員の資格の得喪に関する事項	⑩ 定款の変更に関する事項

上記に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要です。
なお、この場合にも、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要となります。

NPO法人の管理運営について

6 合併、解散

NPO法人は、総会での議決、所轄庁の認証等の一定の手続きを経て、別のNPO法人との合併又は解散を行うことができます。NPO法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡することができます。また、定款で定めた者に帰属しない場合及び国又は地方公共団体に譲渡しない場合は、残余財産は国庫に帰属することとなります。

定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者は、次の①～⑥に掲げる者のうちから選定されなければなりません。

① 他の特定非営利活動法人

④ 学校法人

② 国又は地方公共団体

⑤ 社会福祉法人

③ 公益社団法人、公益財団法人

⑥ 更生保護法人

NPO法人の管理運営について

7 監督等

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NPO法人に対して、報告を求めたり、検査を実施したり、また、場合によっては改善措置を求めたり、更には設立認証を取り消すことができます。

また、NPO法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

法人格取得後の義務について

1 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

NPO法人は、毎事業年度初めの3カ月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。また、これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、閲覧又は謄写させる必要があります。

閲覧書類

①役員名簿	⑥貸借対照表
②定款	⑦活動計算書
③認証・登記に関する書類の写し	⑧年間役員名簿(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
④事業報告書	
⑤財産目録	⑨社員のうち10人以上の者の名簿

また、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、定款で定める方法によりこれを公告しなければなりません。

法人格取得後の義務について

2 納税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、都道府県税事務所等にご相談ください。

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」から生じる所得に対して課税されることとなり、それ以外の事業から生じた収益については課税されません。

地方税（法人住民税（法人税割）及び事業税）も、収益事業から生じた所得に対して課税されます。また、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

法人格取得後の義務について

2 納税

法人税法上の収益事業は、販売業、製造業その他政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

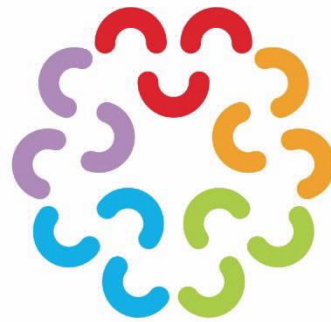
物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上の収益事業に該当すれば、収益事業として取り扱われることとなります。

おわり



ご清聴ありがとうございました



OSAKA-KANSAI
JAPAN
EXPO 2025



World Expo 2025
Candidate